議案第７号

那須烏山市長、副市長及び教育長の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

那須烏山市長、副市長及び教育長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めることについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第１号の規定により議会の議決を求める。

令和８年１１月３０日提出

那須烏山市長　川　俣　純　子

那須烏山市長、副市長及び教育長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

令和　年　月　日
那須烏山市条例第　号

第１条　那須烏山市長、副市長及び教育長の給与及び旅費に関する条例（平成17年10月那須烏山市条例第34号）の一部を次の表のように改正する。

改　正　後	現　　行
（期末手当） **第５条**　期末手当は、６月１日及び12月１日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する者に対して支給する。基準日前１箇月以内に退職し、又は死亡した者についても同様とする。 ２　期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した者にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において受けるべき給料月額に、その給料月額に100分の45を乗じて得た額を加算した額に100分の180を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 ⑴　６箇月　100分の100 ⑵　５箇月以上６箇月未満　100分の80 ⑶　３箇月以上５箇月未満　100分の60 ⑷　３箇月未満　100分の30	（期末手当） **第５条**　期末手当は、６月１日及び12月１日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する者に対して支給する。基準日前１箇月以内に退職し、又は死亡した者についても同様とする。 ２　期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した者にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において受けるべき給料月額に、その給料月額に100分の45を乗じて得た額を加算した額に100分の175を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 ⑴　６箇月　100分の100 ⑵　５箇月以上６箇月未満　100分の80 ⑶　３箇月以上５箇月未満　100分の60 ⑷　３箇月未満　100分の30

第２条　那須烏山市長、副市長及び教育長の給与及び旅費に関する条例の一部を次の表のように改正する。

改　正　後	現　　行
（期末手当） **第５条**　期末手当は、６月１日及び12月１日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する者に対して支給する。基準日前１箇月以内に退職し、又は死亡した者についても同様とする。 ２　期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した者にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において受けるべき給料月額に、その給料月額に100分の45を乗じて得た額を加算した額に100分の177.5を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 ⑴　６箇月　100分の100 ⑵　５箇月以上６箇月未満　100分の80 ⑶　３箇月以上５箇月未満　100分の60 ⑷　３箇月未満　100分の30	（期末手当） **第５条**　期末手当は、６月１日及び12月１日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する者に対して支給する。基準日前１箇月以内に退職し、又は死亡した者についても同様とする。 ２　期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した者にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において受けるべき給料月額に、その給料月額に100分の45を乗じて得た額を加算した額に100分の180　を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 ⑴　６箇月　100分の100 ⑵　５箇月以上６箇月未満　100分の80 ⑶　３箇月以上５箇月未満　100分の60 ⑷　３箇月未満　100分の30

附　則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条の規定は、令和９年４月１日から施行

する。